

更級日記の「甥ども」をめぐる

安藤重和

更級日記の末尾近くに次のような一節がある。

甥どもなど、一ところにて朝夕見るに、かうあはれに悲しきことのは、とところどころになりなどして、誰も見ゆることかたうあるに、いと暗い夜、六らうにあたる甥の来たるに、珍らしうおぼえて、

月も出でて闇にくれたる姨捨になにとて今宵たづね来つらむ

とぞいはれにける。⁽¹⁾

「更級日記」という名称がこの一節中の「月も出でて」の歌に由来するものである事は大方の認めるところであり、更級日記中重要な位置を占める一節であるが、そこに登場する「甥ども」に関してはそれが誰であるかは勿論、誰の子であるかの問題さえいまだ未解決のままに残されている。最近の説を引こう。

○大養廉氏説⁽²⁾

作者の兄弟の子であろうが未詳。作者の兄弟には定義の他に、安楽寺(福岡県)の別当となつた僧基円がいる。定義あるいは在俗中の基円の子であろうか。「甥ども」という複数表現には

姉の二人の遺児も含まれているかもしれない。

○関根慶子氏説⁽³⁾

作者の甥については他に言及している所はないが、兄弟の息子すなわち定義の息子などもいたろうし、夫俊通側の甥もあつたらうから、複数でもおかしくない。

○池田利夫氏説⁽⁴⁾

姉の残した子は二人とも女子なので、定義ら兄弟の子か。

結局、不明のままであると言えよう。以下、本稿では「甥ども」についてできるだけ解明してみたく思う。

先ず、右の一節の分析から始めよう。単に「甥ども」とある事から考えると、これは作者の側の甥達であるとする大方の説が穩当と思われ、「夫俊通側の甥」までこれに含めて考えようとする関根説には従い難く思う。勿論、「甥」と言うからには女子ではなく男子であろう。又、「甥どもなど、一ところにて朝夕見るに」とあるので、「甥ども」は今まで、彼らの親許ではなく、作者の家で暮らしていた事が知られる。しかも「朝夕見るに」という表現は、その期間が決して短期間ではなかったことを示している。これは普通の事態ではあり得ない。恐らく、親に何らかの事情があつて、彼らは

作者の家に引き取られていたものと思われる。且つ、「かうあはれに悲しきことの後は、ところどころになりなどして」とある部分により、作者と「甥ども」が別離するに至った原因は「かうあはれに悲しきこと（夫橋俊通の死）」であった事が知られる。俊通が死んでしまうと「甥ども」は他所へ移ったと言うのであるから、「甥ども」が頼りにしていたのは作者よりもむしろ作者の夫俊通の方であった事がわからう。俊通の勢力の程は、彼が信濃守に任せられ任地へ下る為に「かどで」をする時の有様を、更級日記が「後のことは知らず、そのほどの有様はものさわがしまで人多くいきほひたり」と伝えている事によっても知られよう。俊通は「甥ども」が頼むに足る存在であった。以上を要するに、「甥ども」は作者の兄弟の子（男子）であり、何らかの事情によって作者の家に引き取られていたものらしいが、彼らが主として頼っていたのは作者よりもむしろ夫俊通の方であったらしい、と言うことになる。

では「甥ども」は作者の兄弟のうちの誰の子供であろうか。作者には姉が一人いる事が更級日記によって知られるが、この他に、定義と基円の二人の兄弟があった事が尊卑分脉等の系図類から知られる。現在、作者の兄弟として大方の承認を得ているのはこの三人のみである。更級日記中に登場する「せうとなる人」が定義であるか否かという問題に関しては、私も通説の如く定義説を取りたく思っている⁽⁵⁾ので、右の三人以外に作者の兄弟を想定せねばならぬ積極的理由を持たない。

さて、姉には遺児が二人いたけれど、更級日記の初宮仕えの頃の記事に「母なくなりし姪ども」とあることから、姉の遺児は二人とも「姪」であった事が明らかであり、「甥ども」は姉以外の兄弟

の子供とする他ない。

では、定義の子供であろうか。尊卑分脉等により定義に男の子供達がいる事は明らかである。しかし、定義の子供達が俊通を頼らねばならぬ理由は存在しない。大学頭・文章博士を務め、更に曾祖父雅規以来務めたことのない氏長者をも務めるに至った定義の非凡さについては既に津本信博氏池田利夫氏等によって詳細に述べられているところである。定義は俊通に較べて優ることこそあれ劣ることは決してない存在であった。しかも定義は当時健在であった。定義の子供達が頼るのは父定義であって俊通ではあり得なかったと思う。

とすれば、作者の兄弟として残っているのは基円しかない。しかし、尊卑分脉・正統群書類従及び系図纂要所載の「菅原氏系図」を検しても、系図は基円のところで終止し、その子供を伝えているものは一つもない。では、「甥ども」の親として、右の三人の兄弟以外に作者の兄弟をもう一人追加すべきなのであろうか。

だが、そう考えてしまうと前に、基円には本当に子供がいなかったのかどうかをもう一度検討して見よう。ここで、尊卑分脉の次の部分（必要部分のみを記す）に注目したい。



在良は定義の子である。

今、定義の孫の「信永」の項を見ると彼

の子供は記されていない。又、他の菅原氏系図にも信永の子供は記されていない。だが、増補史料大成本「宇槐記抄（台記の抄出本）」仁平三年六月二十一日条には

菅原登宣 新院殿上人、故時登朝臣子
実四天王寺別当法橋信水子

とあるので、実は信永には「登宣」という子供があったという事が知られる。と同時にその子供は信永の兄弟である時登の子供になっていた事も知られる。尊卑分脈等の系図類は登宣を時登の子として記載しているが、それは、実子関係をではなく養子関係を伝えてい

るものである事が知られよう。

次に、尊卑分脈において在寛の子供とされている「時賢」「良雲」の二人に着目したい。「時賢」「良雲」を在寛の子としているのは尊卑分脈以外にも、群書類従巻第六十三所収「菅原氏系図」・統群書類従巻第七十五所収「菅原氏系図」別本二・系図纂要所収「菅原氏系図」がある。しかし、尊卑分脈の頭注には「時賢、良雲、按前田本系図並公賢子」とある。一体彼らの親は在寛と公賢のどちらなのかということになるが、この問題を考える際、統群書類従巻第七十五所収「菅原氏系図」が役に立つ。この系図は前田本と同様に時賢・良雲を公賢の子の位置に記載しているのだけれど、「時賢」に「在寛子」と注記しているのである。恐らく、時賢・良雲の親は在寛とするのが正しいであろう。それを公賢の子の位置に記載している系図があるのは、彼らが父在寛の兄弟たる公賢の養子になってい

たからであろうと思われる。とすると、先に養子関係を重視して系図を書いてきた尊卑分脈が、今度は実子関係を重視している事になる。結局、このあたりのことは同一系図内でも一定してはいないのである。

さて、今検討した二つの事例において、「信永」「在寛」は共に僧侶となっていること、二人とも子供を兄弟のところへ養子させていること、その場合には系図上その子供は養子先の子供として記載されてしまい「信永」「在寛」には子供がいなかったように記されてしまうことがあること、の三点に注目すべきであろう。基円の子供が兄弟の子供として記載されてしまっている可能性はないであろうか。兄弟と言ってもその子供が系図に明記されているのは定義のみである。定義の子供達を調べてみよう。尊卑分脈は定義の子供を次のように記載している。



群書類従巻第六十三所収「菅原氏系図」・統群書類従巻第七十五所収「菅原氏系図」別本二・系図纂要所収「菅原氏系図」も尊卑分脈の記載に一致する。又、統群書類従巻第七十五所収「菅原氏系図」別本二は定義の子供として是綱・在良・輔方の三名を記すのみであるが記されている限りに於いて定義の子供の氏名・順序等は尊卑分脈に一致している。しかし、①統群書類従巻第七十五所収「菅原氏

所載の「保延宣旨状」の中に引用されている「大治年中進納 北野 聖廣起請文」に次のようにある部分に注目すべきであろう。

右件寺(安樂寺)者、天満天神御終焉之地也。(略)至別当職一、
氏僧中推^二其器量^一、^二択^二其性^一、以^二六年^一為^二一任^一、次第奉
補、其来尚矣、

別当選定基準と任期とが明示されている。これによれば、池田利夫氏が、「安樂寺別当は長者の子がなるのが原則であつて、事実殆どがそうなっているが、長者家に子がなかつたり、僧職になるべき適当な者が無い時に限つて、長者以外の血筋に求めたのであつた」と述べておられるのには問題がある事が知られよう。別当は氏僧の中からその人物を見て選ぶのであり、その人が「長者の子」でなくとも一向にかまわなかつた。いや、むしろ、「安樂別当次第」によれば「長者の子」が別当になっている例の方が少ないと思われる。が、それはともかく、今、「以六年為一任」とあるのに注意しよう。任期は六年である。これは初めのうちは守られたらしいが、遅くとも基円の頃には崩れていた。「安樂寺草創日記」により、彼が延久四年(1072)以前から永保四年(1084)以降までの少なくとも十二年間以上別当であつた事が知られるからである。では任期六年という規則が崩れた時、別当は何を以つて退任時としたのであろうか。それは恐らく別当の死である。「安樂寺別当次第」において基円の項に「于時依無長者子孫用之」とあるが、定義には多くの子孫がいるので、この「長者」は定義の一代前の忠貞のことと思われる。尊卑分脈により忠貞の子供には基円の前代の別当の「安円」がいたことが知られる。それなのに「于時依無長者子孫」というのは、前別当「安円」の死去により、長者忠貞の子孫が無くなつた時点で基円が別当に選

ばれたことを物語つていよう。又、前述「保延宣旨状」には、信永が「身体久沈^二病痾^一」みながらも保延七年(1141)の段階で「猶在^二寺務(別当職)^一」る事が記されている。死ぬまでやめないののであろう。又、「吾妻鏡」文治二年八月十八日条に、別当安能が六月二十六日に入滅したので全珍が別当に補されたという記事がある(なお、「安樂寺別当次第」には、全珍が安能の前に別当になつたとされておられ、別当の補任順序は必ずしも正確でない事が知られる。又、系図類に安樂寺別当とされながらこの書に記されていない人も数名いる。この点に関しては、「安樂寺草創日記」の「安樂寺別当」の項に別当二十八人を列挙し(その部分に関しては「安樂寺別当次第」所載の僧名及び順序と同一。但し、各僧に関する注記はない)、「此外不及書尽候、大概如此」と述べているのが参考にならう。つまり、「安樂寺別当次第」は別当を書き尽してはいないし、又、別当の順番も必ずしも正確ではないのである。但し、各々の別当の下に付された注記に関しては特に問題はなさそうである)。又、「安樂寺別当次第」の「長円」の注に「治三十八年 八十三才 弘安三年五月十三日入滅」とあるので、この人も恐らく死ぬまで別当職にあつたものであろう。こうして見ると、「治三十年」と注記される全珍や「治三十八年」と注記される定円も死ぬまで別当の職にあつた可能性が強い。又、正式の任期たる六年を大きく超えて十二年以上も別当を務めている基円の場合も恐らく死ぬまで別当をしていたのであろう。さて、明らかに誤りと思われる全珍と安能の順番のみは正して、「安樂寺別当次第」により、別当の順番を次に示すことにする。

平忠	鎮延	遍日	松寿	祥全	住養	元真
安果	増守	安円	基円	定快	信永	俊源

聖豪 安能 全珍 慶宗 定円 珍永 長円
 長宗 長快 義慶 慶円 長済 公禪 堯覚
 義慶還補 慶円還補 長済還補 公禪還補 業覚還補カ (略)

傍線を付したのが、恐らく死ぬまで別当を務めたであろうと思われる人々である。安円から長円までの間に集中している事が知られよう。長宗以後は六年任期を守るようになったらしい事は、長宗の項に「治六年」と注記されていること、長快は別として義慶以後の五人は再び別当に補されていることなどによって知られる。但し、安円以前の誰まで六年任期が守られていたかは不明である。だが、定快の前後においては明らかに終身別当の傾向が存在しているので、定快も恐らく死ぬまで別当を務めていたのではないかと思われる。

さて、「安樂寺別当次第」は特に長期間別当職にあった人に対しては「安能道干年」「全珍道干年」「定円道干年」「長円道干年」と注記している（なお、「長宗治六年」とあるのは長宗の時に正規の六年任期が復活したことを示すものと思われ、右の四人に付された注記とは區別して考えるべきである）。定快の場合こうした注記は見られないので、彼の別当在位期間は安能の二十年よりも短かったと思われる。

「安樂寺草創日記」に「大乘講、寛治五年（1091）三月廿三日別当定快阿闍梨始之」とあり、1091年には定快は既に別当となっている事が知られる。又、同書には「示現五時講、永保四年（1084）五月十二日 別当基円正月九日夜 依夢想始之」とあるので、1084年には基円が別当をしていた事が知られる。即ち、定快は1084年から1091年までの間に別当になっていたわけである。一応、中をとって1088年に別当になったと仮定すると、彼は遅くとも1106年には別当をやめている

即ち恐らく死んでいる事になる。尊卑分脈によれば、是綱は嘉承二年（1107）に七十八才で死んでいるので、是綱よりも定快の方が早く死んでいることになる。又、在良は保安二年（1121）に八十一才で死んでいるので定快は在良よりも十五年以上も前に死んでいる事になる。定快の歿年令が不明なので断定はできないが、恐らく、定快は在良以前に出生していたと考えて大過なからうと思う。

そうすると、「六らうにあたる甥」というのは正長であつたと言ふ事になる。即ち、「甥ども」の一人は正長であつたと思われる。「甥ども」と複数表現である以上少なくとももう一人いるはずであるが、それは正長同様不遇な人生を送つた輔方であらうと思われる。結局、正長と輔方は最初作者の家に預けられ後に定義の家に預けられたものであらう。子供を預ける時近親者に預けるのが常である事を考えれば、作者及び定義の近親者を逆に探せば彼らの実の親も知られよう。言うまでもなくそれは基円である。

二

正長と輔方は基円在俗時の子供であらう。それを、基円は出家に際して作者の家に預けたのであると思われる。何故最初から定義に預けなかつたかと言えば、子供が幼くて作者に養育してもらう必要があつたからであらう。無論、養育してもらうのが主ではなく、作者の夫俊通の手で彼らを政治的に引き立ててもらふのが主目的であつた。これは養子の一種と考えてよいが、当時の養子について、高群逸枝氏が、「家系保存のための養子制がなく、養子と言えば、その多くは公には隠位、選叙等のためのもの」であり「当座的、便宜的、擬制的なもので」あつたと述べておられるのが参考にならう。「当座的、便宜的な」養子であつたから、康平元年に俊通が死去し

政治的引き立てを期待できなくなると急いで定義の許へ彼らに移してしまつたわけである。しかしその六年後の康平七年その定義も彼らを充分引き立て得ぬままこの世を去ってしまった。定義としても実子の世話だけで大変で養子の方にまで仲々手が回らなかつたのかも知れない。定義に死なれた彼らは他に行き所も無かつたらしく、系図類に定義の子として名を連ねるに到っている。

注(1) テキストは、犬養廉氏校注・訳、日本古典文学全集『更級日記』(小学館 昭46・6)を使用。

(2) 注(1)書360頁参照。

(3) 関根慶子氏訳注、講談社学術文庫『更級日記 下』(講談社 昭52・9)150頁参照。

(4) 池田利夫氏訳注、旺文社文庫『更級日記』(旺文社 昭53・4)152頁参照。

(5) 拙稿「御物本更級日記の傍注をめぐって」(名古屋平安文学研究会会報 第四号 昭55・3)参照。

(6) 津本信博氏「更級日記人物考——孝標・定義・俊通・資通——」(学術研究 第二十四号 早稲田大学教育学部 昭50・12)参照。

(7) 池田利夫氏「菅原孝標像の再検討——更級日記との関連に於て——」(国語と国文学 昭53・7)参照。

(8) 「有寛」とあるのが「在寛」の誤写と思われる。

(9) 国書刊行会編『正統本朝文粹』(前野書店 昭19・3)259頁
太宰府天満宮御神忌千七十五年大祭記念「図録太宰府天満宮」

分冊3 (太宰府天満宮文化研究所 昭51・7)所収。

(11) 注(7)論文参照。

(12) 注(10)書所収。

(13) 高群逸枝氏著『招婚婚の研究』(大日本雄弁会講談社 昭28・1)719頁参照。